

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年6月8日 14時50分ごろ
発生場所	滋賀県大津市琵琶湖大橋西端部北方沖（琵琶湖南西部） 小野四等三角点から真方位295°950m付近 （概位 北緯35°08.6′ 東経135°55.6′）
事故の概要	水上オートバイクイーンエンドレス号は、浮体をえい航して東進中、浮体の搭乗者が落水して1人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年6月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ クイーンエンドレス号、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-52553京都、エンドレス不動産販売株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が操縦して約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で東進中、棧橋から目的地に向かって約100m航行したところで、えい航していた浮体が転覆して搭乗者の3人全員が落水し、1人（以下「搭乗者A」という。）が、腹部を打撲した。</p> <p>船長は、本事故時には波もなく、回頭もしていなかったが、僅かな動揺で、搭乗者がバランスを崩したか、又は、航走波等で浮体が転覆したと本事故後に思った。</p> <p>船長は、水上オートバイで浮体をえい航した経験が約10回あったが浮体が転覆したのは初めてであった。</p>
分析	<p>本船は、浮体をえい航して東進中、船長が、約40km/hの速力で航行中、浮体が転覆したことから、搭乗者が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>浮体は、僅かな動揺で、搭乗者がバランスを崩し、又は、航走波等で転覆した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が浮体をえい航して東進中、船長が、約40km/hの速力で航行中、浮体が転覆したため、搭乗者Aが落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・浮体をえい航中は、安全な速力で航行すること。
--	-------------------------